



後期高齢者医療保険からのお知らせ

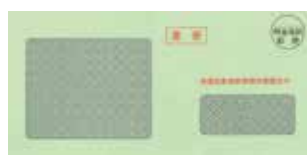
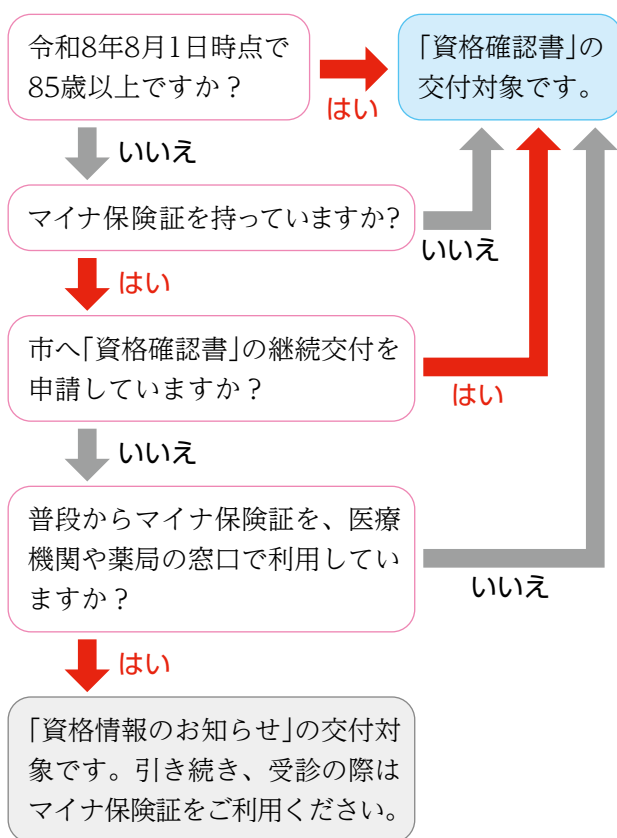
問 困国保年金課医療年金係(☎内線1119)
 問 住民福祉課税務保険係(☎内線2121)

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します

7月中旬ごろ、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。どちらが交付されるかは、年齢やマイナ保険証の利用実績で決まります。下記フローチャートを確認してください。

有効期限は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間です。期限の切れた資格確認書などは自身で破棄してください。

■フローチャート



▲封筒見本

見本



▲資格確認書見本



▲資格情報のお知らせ見本
(A4サイズ)

■「資格確認書」とは

医療機関などで提示することで、これまでの被保険者証(保険証)と同じように受診できるものです。様式はこれまで通りはがき型で、今年度は「青色」です。

■「資格情報のお知らせ」とは

マイナ保険証に対応していない医療機関などで、マイナ保険証と一緒に提示することで受診することができません。「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。様式はA4サイズで、「白色」です。右下の切り取り線で切り離して利用することもできます。「資格情報のお知らせ」が届いた人も、マイナ保険証の利用が困難な場合は、申請により「資格確認書」を交付します。申請方法はお問い合わせください。

■「後期高齢者医療保険料」の納付が始まります

- 普通徴収(納付書・口座振替)の人
- 普通徴収と特別徴収両方(併徴)の人

7月中旬に「保険料決定通知書」を紫色の封筒で郵送します。納付書が同封されている人は、納期限までに納めてください。



◀封筒見本

○特別徴収(年金天引き)の人

7月下旬に「保険料決定通知書」を郵送します。これまで特別徴収(年金天引き)の人は圧着はがきを郵送していましたが、今年度より普通徴収の人と同様に、紫色の封筒で郵送します。

マイナ保険証についての問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)
 その他後期高齢者医療保険についての問い合わせ 群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7171)